

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止の届出について	・・・ 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案	・・・ 5
1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について	・・・ 7
一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案	・・・ 8
指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について (株式会社BACS Boots)	・・・ 10

公 示

23C32号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年1月25日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	23C32
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	株式会社 栄和交通
対象となる路線	事案番号 23C32-1 山梨県山梨市牧丘町柳平59-1先 山梨県山梨市牧丘町北原字北奥仙丈4140-1先 2.9キロ
廃止の予定日	令和6年7月1日
廃止を必要とする理由	柳平から焼山峠までの枝葉の路線であるが、近年利用旅客も皆無であるため廃止する。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は山梨運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人

から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 2 事案の件名及びその番号
 - 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
 - 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項
- 令和6年1月25日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要（1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要）

23B37号 山梨県A地区 法人タクシー事業者 39者

1. 令和5年12月1日～令和6年2月29日
2. 山梨県A地区
3. 運賃改定要請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 要請期間 令和5年12月1日～令和6年2月29日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況(令和6年1月16日時点)

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	計(A)
法人	39 者	52 両	1 両	519 両	572 両

地区全体の 車両数(B)
619 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
92.41 %

3. 要請における所要増収率 11.5%～19.8%

4. 要請運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃				
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	
普通	1	1.1 km	600 円	235 ～250 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	30 分	3,870 ～4,210 円	30 分	3,870 ～4,210 円
	2	1.15 km	600 円	240 ～250 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,800 ～3,830 円	30 分	3,800 ～3,830 円
	3	1.2 km	600 円	235 ～250 m	100 円	85 ～90 秒	100 円	30 分	3,730 ～4,130 円	30 分	3,730 ～4,130 円
	4	1.3 km	600 円	250 ～255 m	100 円	90 ～95 秒	100 円	30 分	3,700 ～4,000 円	30 分	3,700 ～4,000 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.8 km	780 円	264 m	90 円	95 秒	90 円	30 分	3,700 円	30 分	3,700 円

5. 現行運賃改定

平成29年3月15日公示(平成29年4月17日実施)

公 示

◎1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和6年 1月25日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和5年12月1日から令和5年12月28日までに事前試験の受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 令和5年10月1日から令和6年1月31日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	令和6年3月5日（火） ① 特別区・武三交通圏 10時20分から12時00分まで ② 京浜交通圏 14時20分から16時00分まで ③ その他の交通圏 14時20分から15時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

（備考）試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年1月16日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 23G01

1. 事業者の氏名及び住所

林 達也

東京都板橋区

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項の規定違反による同法第27条第4項の規定に基づく研修受講命令及びタクシー業務適正化特別措置法第43条第2項の規定違反による同法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年2月19日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年1月23日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 23F03

1. 事業者の氏名及び住所

大洋自動車交通 株式会社
東京都北区岸町1-9-4

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項の規定違反によるタクシー業務適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年2月29日 午前10時00分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社BACS Boots
代表取締役 川崎 博
千葉県印西市牧の原二丁目1番

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

AUTO IN車検・タイヤセンター ニューポートひたちなか店
茨城県ひたちなか市新光町35番
認証番号 第5-3811号
指定番号 関東指第5-1371号

4. 期 日

令和6年1月29日（月）10時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年1月22日

関東運輸局長
勝山 潔